(4) Delivery period : refer to the tender documentation.
(5) Delivery place : refer to the tender documentation.
(6) Time-limit for tender : 12 : 00, 18 April 2016
(7) Contact point for the notice : Hironobu Yamashita, Property Administration Department, Japan Finance Corporation, 1―9―4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―0004, Japan TEL 03―3270―1552

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年2月24日
日本郵便株式会社調達部担当執行役員
河村　学
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　調達内容　(1)品目分類番号　53　(2)競争に付する事項　営業用車両の運送委託　一式　(3)特質等　仕様書による。(4)履行期限　平成29年3月21日　(5)履行場所　仕様書による。(6)入札・開札の日時及び場所　平成28年4月25日午後2時10分　日本郵政ビル1階入札室
2　取引先資格　次に該当しない者であること。(1)当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。(2)日本郵便株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　(3)会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。(4)反社会的勢力と認められる者
3　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成28年4月15日午前11時00分までに入札説明書に示す場所に提出すること。
4　問合せ先等　〒100―8798 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号　日本郵便株式会社調達部（契約業務担当）担当　周防美砂子　電話03―3504―9533
5　その他　(1)入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　(2)手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　(3)契約保証金　不要　(4)落札者は日本郵便株式会社が定める金額の範囲内で、最低価格の入札を行った者とする。(5)詳細は入札説明書による。
6　Summary　(1)Contracting entity : Manabu Kawamura, Director General of Procurement Division, Japan Post Co., Ltd.　(2)Classification of the services to be procured : 53　(3)Nature and quantity of the services to be required : Transport trust of the vehicle for the business　(4)Fulfillment period : By 21 March 2017　(5)Fulfillment place : By specification　(6)Time limit for tender : 11 : 00 AM 15 April 2016　(7)Contact Point for the notice : Misako Suou, Procurement Department, Japan Post Co., Ltd. 1―3―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8798 Japan TEL 03―3504―9533

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年2月24日
契約責任者
日本郵便株式会社近畿支社長　矢崎　敏幸
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　27
1　調達内容　(1)品目分類番号　26　(2)件名及び数量　日本郵便株式会社大津中央郵便局で使用する電気（予定）1,409,000kWh　(3)特質等　仕様書による　(4)供給期間　平成28年7月1日から平成29年6月30日まで（自動更新条項付。最大4回）(5)供給場所　日本郵便株式会社　大津中央郵便局　(6)入札・開札の日時及び場所　平成28年4月20日午前10時00分　日本郵便株式会社近畿支社会議室
2　取引先資格　次に該当しない者であること。(1)当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。(2)日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社）から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　(3)会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。(4)反社会的勢力と認められる者。
3　入札者に求められる義務等　入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている証明書等を平成28年4月15日午後2時00分までに下記4に示す場所に提出すること。
4　問い合わせ先等　〒530―8797 大阪府大阪市中央区北浜東3番9号　日本郵便株式会社近畿支社大阪共通事務集約センター　担当　松岡　哲　電話06―6944―8941
5　その他　(1)入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　(2)手続で使用する言語・通貨　日本・日本国通貨　(3)契約保証金　不要　(4)落札者は予定価格の範囲内で、最低価格の入札を行った者とする。
6　Summary　(1)Contracting entity : Toshiyuki Yazaki, Director General of Kinki Regional Office, Japan Post Co., Ltd.　(2)Classification of the goods to be procured : 26　(3)Nature and quantity of the goods to be purchased : About 1,409,000kWh Electricity to be used in Otsu-chuo Post Office　(4)Supply period : From 1 July, 2016 through 30 June, 2017　(5)Supply place : Otsu-chuo Post Office Japan Post Co., Ltd.　(6)Time limit for tender : 2 : 00 PM 15 April, 2016　(7)Contact point for the notice : Satoru Matsuoka, Kinki Regional Office, Japan Post Co., Ltd., 3―9 Kitahamahigashi, Chuou-ku, Osaka City, Osaka 530―8797 Japan TEL 06―6944―8941

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年2月24日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行
取締役兼執行役副社長　間瀬　朝久
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1)　品目分類番号　93
(2)　競争に付する事項
2016年度「ＣＳ向上研修」の委託
(3)　調達案件の仕様等　入札説明書による。
(4)　履行期間　契約締結日から平成29年3月31日まで
(5)　履行場所　入札説明書による。
(6)　入札・開札の日時及び場所　平成28年5月16日午後1時50分　日本郵政ビル1階入札室
2　競争参加資格
(1)　下記ア、イ、ウ、エ、及びオに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
(ｱ)　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(ｲ)　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
(ｳ)　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
(ｴ)　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
(ｵ)　正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
(ｶ)　その他、会社に損害を与えた者
ウ　次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後、1年を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
(ｱ)　公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者
(ｲ)　公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者
エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
オ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等の属性要件のほか、次に掲げる行為を行う者をいう。
(ｱ)　暴力的な要求行為
(ｲ)　法的な責任を超えた不当な要求行為